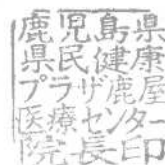


一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、建設工事について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和6年6月27日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 湯浅 敏典



1 入札に付する事項

(1) 工事名

県民健康プラザ鹿屋医療センター無停電電源装置更新工事

(2) 工事場所

県民健康プラザ鹿屋医療センター

(3) 履行期限

令和7年3月31日

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号。以下

「要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加申込書の提出期限の時点において、入札参加資格を有すると認められた者であって、特に定めがあるものを除き、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、電気工事業について一般建設業又は特定建設業の許可を有するものであること。

イ 要綱第3条の規定により、公示日において、電気工事に関しA級の格付を受けている者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 入札参加申込書等の提出期限の日から本工事落札決定の日までの間に、鹿児島県建設工事等有資格者の指名停止に関する要綱（平成8年鹿児島県告示第450号）第3条、第4条、第5条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

(2) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定す



る暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(3) 施工者は、次に掲げる基準を全て満たす主任技術者を専任で配置できる者であること。

ア 一級電気工事施工管理技士（国土交通大臣が同等以上の能力を有する者と認定した者を含む。）であること。

3 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加申込書等を提出すること。

なお、期限までに入札参加申込書等を提出しない者は、本入札に参加することはできない。

(1) 提出する書類等

ア 入札参加申込みに必要な書類

(ア) 入札参加申込書（様式1）

(イ) 要綱第2条第3項に規定する資格審査結果の通知の写し

イ 提出場所

県民健康プラザ鹿屋医療センター 総務課

鹿屋市札元1丁目8番8号 郵便番号 893-0013

ウ 提出期限

令和6年6月27日（木）から同年7月10日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、入札参加申込書を提出する場合において、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。

(2) 入札参加申込書の写しを交付

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長は、入札参加申込書を提出した者に対し、審査の上、受付印を押印した入札参加申込書の写しを交付する。

- (3) 入札の参加申込書を提出した者でなければ、入札に参加することができない。

4 設計図書の閲覧

本工事に係る設計図面及び仕様書は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和6年6月27日(木)から令和6年7月10日(水)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 閲覧場所

県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課

5 入札の方法等

(1) 開札の場所

- ア 日時 令和6年7月12日(金)午後1時30分
イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター 講堂

(2) 入札の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

- (ウ) 交付場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター 総務課
鹿屋市札元1丁目8-8
(イ) 交付期限 令和6年7月10日(水)午後5時

6 契約条項を示す場所及び期限

3の(1)のイに同じ。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき、又は、委託した保険会社と工事履行保証契約を締結したときは全部又は一部を免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定する。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 問合せ先

県民健康プラザ鹿屋医療センター 総務課

鹿屋市札元1丁目8-8 郵便番号893-0013

電話番号 0994-42-5101 ファックス番号 0994-42-7250